

結婚新生活を応援します



鋸南町では、結婚新生活を経済的に支援するため、住宅の取得・賃貸・引越費用に対して、29歳以下の夫婦は上限60万円（39歳以下の夫婦は上限30万円）を補助します。



対象となる世帯

令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に婚姻届を受理された39歳以下の夫婦で、夫婦の双方または、いずれかが鋸南町内の住宅に居住し、住民登録されている世帯。



その他の要件

- ・夫婦の所得が合計500万円未満であること
- ・世帯全員が町税等を滞納していないこと
- ・過去にこの制度に基づく補助金を受けたことがないこと



対象となる経費

- ・婚姻に伴う住宅取得費用、または、住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等）
- ・引越費用（引越業者、または、運送業者への支払いに限る）



申請期間

令和5年4月3日から令和6年3月31日まで



お問い合わせは
鋸南町役場税務住民課住民保険室
☎ 0470-55-2112
E-mail juumin@town.kyonan.chiba.jp

補助要件チェック表

チェック欄	対象要件（すべてに該当すること）
<input type="checkbox"/>	令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届が受理されている。
<input type="checkbox"/>	婚姻届を受理された日における夫婦の年齢が39歳以下である
<input type="checkbox"/>	夫婦の前年の所得の合算額が500万円未満である （収入ではなく、所得で算定します） ※貸与型奨学金を返済している場合は、年間の返済額を所得から減算します。 ※婚姻を機に離職し無職の場合、離職した者については所得無しとします。
<input type="checkbox"/>	申請時において鋸南町に居住し住民票の登録がある
<input type="checkbox"/>	世帯全員が町税等を滞納していない
<input type="checkbox"/>	過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない
<input type="checkbox"/>	世帯全員が暴力団員でない

提出書類チェック表

チェック欄	提出書類（すべての書類がそろっていることを確認してください）
<input type="checkbox"/>	鋸南町結婚新生活支援事業補助金交付申請書
<input type="checkbox"/>	※婚姻後の戸籍謄本、または、婚姻届受理証明書
<input type="checkbox"/>	※世帯全員の住民票
<input type="checkbox"/>	※所得証明書（夫婦とも）
<input type="checkbox"/>	※世帯全員の納税証明書等
<input type="checkbox"/>	住宅の賃貸借契約書、及び、領収書の写し
<input type="checkbox"/>	振込先口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカードの写し等）
	【以下は該当する場合】
<input type="checkbox"/>	住宅手当支給証明書
<input type="checkbox"/>	引越費用に係る領収書の写し
<input type="checkbox"/>	貸与型奨学金の返済額がわかる書類
<input type="checkbox"/>	離職している場合は離職を確認できる書類

※のある項目は、申請書の同意欄に記名してあり、鋸南町の公簿等で確認できる場合は不要

鋸南町と千葉県の子育て支援のご案内

鋸南町の子育て支援

給食費無償化（保育所から中学校まで）

町では、子育て世帯を応援するため、保育所から中学校までの園児児童生徒及び保護者が町内に住所を有する場合には、『給食費の無償化』を行っています。

お問い合わせ 教育委員会 ☎ 5 5 - 2 1 2 0

保育・預かり施設の充実（保育所・幼稚園一時預かり保育所・学童保育）

町では、子育て世帯が働きやすく利用できるよう、保育・預かり施設の充実を図っています。利用時間は下記のとおりです。※利用の際には審査があります。

【保育所】 家庭で保育できない満3ヶ月以上から小学校入学前の乳幼児
月～土曜日の午前7時30分から午後7時まで(時間外・延長保育を利用の場合)

【幼稚園一時預かり保育所】 保護者が就労等のため家庭で保育ができない園児
放課後から午後6時まで、幼稚園休業日は午前8時から午後6時まで

【学童保育所】 保護者が就労等のため家庭で保育ができない小学生
放課後から午後6時まで、学校休業日は午前8時から午後6時

お問い合わせ 教育委員会 ☎ 5 5 - 2 1 2 0

子育て広場

子育て広場は、乳幼児が安心して遊べ、保護者同士も交流ができる場所です。

町内に限らず、町外の方も利用できます。

子育て学習やイベント、育児についての情報交換もでき、新たな仲間づくりの場となっています。

利用時間は9時から17時で、土日も利用できます。

また、イベント情報は、町報きよなんお知らせ版や町ホームページの子育て広場イベント新着でご覧になれます。

お問い合わせ 中央公民館 ☎ 5 5 - 4 1 5 1

児童手当

児童手当は、父母その他の児童を養育している方に児童手当を支給することで、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的として、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方が、日本国内に住所を有している場合に支給されます。また、児童についても、海外留学中の場合などを除き、国内に住所を有していることが必要です。

お問い合わせ 保健福祉課 ☎ 5 0 - 1 1 7 2

子ども医療費助成

0歳から高校3年生までの医療費が無償となります。

ただし、就職し扶養を外れた方や婚姻された方、また健康診査や予防接種など健康保険の対象にならない場合は対象外です。

また、保育所・幼稚園・小学校・中学校（以下、学校等）の管理下でのけがや病気は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付が優先されます。学校等でけがや病気が発生した場合は担任の先生などに連絡をして指示に従って受診してください。

お問い合わせ 保健福祉課 ☎50-1172

病児・病後児保育

「病児保育」とは、子どもが病気になったとき、親が変わって病気の子どもの世話をする、「病後児保育」とは、病気は治っているものの、まだ本来の状態に戻っておらず、普通の保育・教育メニューを受けるのが難しい回復期の子どもを親が変わって世話をすることです。

仕事の都合で、病気の子どもの面倒を見られない時、0歳から小3までの子どもを勝山クリニック内わんわんクラブでお預かりします。

ただし、おたふくかぜ・水ぼうそう・はしか・インフルエンザなどの感染力の強い感染症の場合はお預かりできないことがあります。

利用料は1日当たり800円です。

お問い合わせ 保健福祉課 ☎50-1172



千葉県の子育て支援

子育て応援！チーパス事業

「チーパスの店」で、「チーパス」を提示した対象家庭に対し、任意に設定した子育て応援サービスを提供します。

対象家庭は、妊婦又は中学生以下の児童1名以上がいる県内の世帯です。

優待カード（チーパス）は市町村を通じて配布します。

全国の都道府県でチーパスをご利用いただくことができますようになっています。

チーパス配布窓口 保健福祉課・税務住民課